

---

# 令和5年度税制改正要望 の注目ポイント

浜口祐介税理士事務所  
税理士 浜口 祐介

# 令和5年度税制改正の主要望項目

令和5年度税制改正要望は、中小企業の法人税率の特例・設備投資減税の延長のほか、岸田政権が掲げる「資産所得倍増プラン」を後押しする政策などが要望された。例年どおりなら、12月中旬に与党の「令和5年度税制改正大綱」が公表される予定

|            |  |        |
|------------|--|--------|
| 法人税        | 中小企業者等の法人税率の特例の延長  | 経済産業省他 |
| 法人税<br>所得税 | 中小企業向け設備投資減税の拡充・延長<br>※中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、中小企業防災・減災投資促進税制 |        |
|            | 研究開発税制の拡充・延長   |        |
|            | 地域未来投資促進税制の拡充・延長   |        |
| 資産税        | 医療に係る設備投資減税の延長   | 厚生労働省  |
|            | 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例の延長                                   | 国土交通省他 |
|            | 特定事業用資産の買換え特例の延長   |        |

## <資産所得倍増プラン関連>

|     |                   |      |
|-----|-------------------|------|
| 所得税 | NISAの抜本的拡充        | 金融庁  |
| 法人税 | 従業員向け金融教育減税       |      |
| 資産税 | 教育資金一括贈与非課税制度等の延長 | 金融庁他 |

# 中小企業者等の法人税率の特例の延長

## 要望内容

中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するとともに、生産性向上に向けた取組みを後押しするため、中小企業者等の法人税率の特例の2年間延長が要望された。

| 対 象                | 所得区分     | 税率    |     |
|--------------------|----------|-------|-----|
|                    |          | 本則    | 特例  |
| 大法人<br>(資本金1億円超)   | —        | 23.2% | —   |
| 中小法人<br>(資本金1億円以下) | 年800万円超  | 23.2% | —   |
|                    | 年800万円以下 | 19%   | 15% |

### 【現行制度】

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで

### 【要望】

令和7年3月31日までに開始する事業年度まで

# 中小企業経営強化税制の見直し・延長①

## 要望内容

※個人事業者も同様

円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中、**中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押し**するため、中小企業経営強化税制の**見直し・2年延長**が要望された。

### 現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

【出典】経済産業省「令和5年度税制改正要望」




| 類型  | 要件                                 | 確認者   | 対象設備   | その他要件  |
|-----|------------------------------------|-------|--|--|
| A類型 | 生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備              | 工業会等  | 機械装置（160万円以上）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産等設備を構成するもの</li> <li>※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。</li> <li>・国内への投資であること</li> <li>・中古資産・貸付資産でないこと等</li> </ul> |
| B類型 | 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備            | 経済産業局 | 工具（30万円以上）<br>（A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）   |  |
| C類型 | 可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備         |       | 器具備品（30万円以上）   |  |
| D類型 | 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備 |       | 建物附属設備（60万円以上）<br><br>ソフトウェア（70万円以上）<br>（A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る） |  |

このほか、「中小企業を取り巻く厳しい環境や経営状況等を踏まえ、赤字の中小企業においても設備投資促進に資する税制のあり方について検討する」と経済産業省資料に記載された（詳細は要望では不明）。

# 中小企業経営強化税制の見直し・延長②

## 活用事例

【出典】経済産業省「令和5年度税制改正要望」

|   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
| <p><b>A類型</b><br/>生産性向上設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ティーパックを製造するX社は、A類型を活用し、新しい茶葉を袋詰めする機械を導入。</li> <li>袋詰めの際にこぼれる茶葉が減り、<b>原材料ロス率の低減・生産スピードの増</b>により、<b>製造原価が低減</b>。</li> <li>また、機械騒音が低減し、<b>作業負担が軽減</b>。</li> </ul>  | <p><b>X社（紙加工製造業）</b></p>   | <p><b>生産スピードアップ！<br/>海外需要にも応えていきたい！</b></p> <p>&lt;事業者からの声&gt;</p> <p> 税制措置のおかげで、躊躇せず設備投資。生産スピードが向上したので、海外需要にも対応していきたい。</p>                 |
| <p><b>B類型</b><br/>収益力強化設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パン製造・販売店を営むY社は、B類型を活用し、パンに同封する鮮度保存剤の貼付機や新しい空調を導入。</li> <li>これまで<b>手作業だった工程を機械化</b>できたことで、<b>作業効率があがり</b>、残業の削減につながった。また、<b>性能の良い設備の導入で電気代が削減</b>できた。</li> </ul> | <p><b>Y社（パン・菓子製造業）</b></p> | <p><b>原料価格高騰の中でも<br/>設備投資による生産性向上を実現！</b></p> <p>&lt;事業者からの声&gt;</p> <p> 原料価格・エネルギー価格高騰で厳しい中でも、設備投資を決断できた。新しい設備によって固定費が削減され、経営状況が改善した。</p> |
| <p><b>C類型</b><br/>デジタル化設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配管部品を製造しているZ社は、C類型を活用し、在庫管理システムを導入。</li> <li>担当者の属人的な管理になっていた欠品データが可視化され、<b>取引先への正確で迅速な納期回答</b>ができるようになり、<b>顧客満足度向上</b>につながった。</li> </ul>                       | <p><b>Z社（鉄素形材製造業）</b></p>  | <p><b>システム導入で迅速な対応を実現！<br/>顧客満足度アップ！</b></p> <p>&lt;事業者からの声&gt;</p> <p> 税制措置のおかげで、システム更新を決断できた。</p>                                       |

# 中小企業投資促進税制の延長

## 要望内容

※個人事業者も同様

物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、中小企業投資促進税制の**2年延長**が要望された。

### 現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

【出典】経済産業省「令和5年度税制改正要望」

|      |   |                   |
|------|---|-------------------|
| 対象者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人事業主</li> </ul>  |                   |
| 対象業種 | 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業<br>※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く |                   |
| 対象設備 | ・機械及び装置【1台160万円以上】  |                   |
|      | ・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】   |                   |
|      | ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】<br>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く  |                   |
|      | ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）  |                   |
|      | ・内航船舶（取得価格の75%が対象）  |                   |
| 措置内容 | 個人事業主   |                   |
|      | 資本金3,000万円以下の中小企業   | 30%特別償却 又は 7%税額控除 |
|      | 資本金3,000万円超の中小企業  | 30%特別償却           |

# 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長

## 要望内容

※個人事業者も同様

中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備(耐震装置)を追加した上で、中小企業防災・減災投資促進税制の**2年延長**が要望された。

### 現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

【出典】経済産業省「令和5年度税制改正要望」

- 適用対象者：令和5年3月31日までに「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 支援措置：特別償却20%（令和5年4月1日以降に取得等をする場合は18%）
- 対象設備：以下の通り

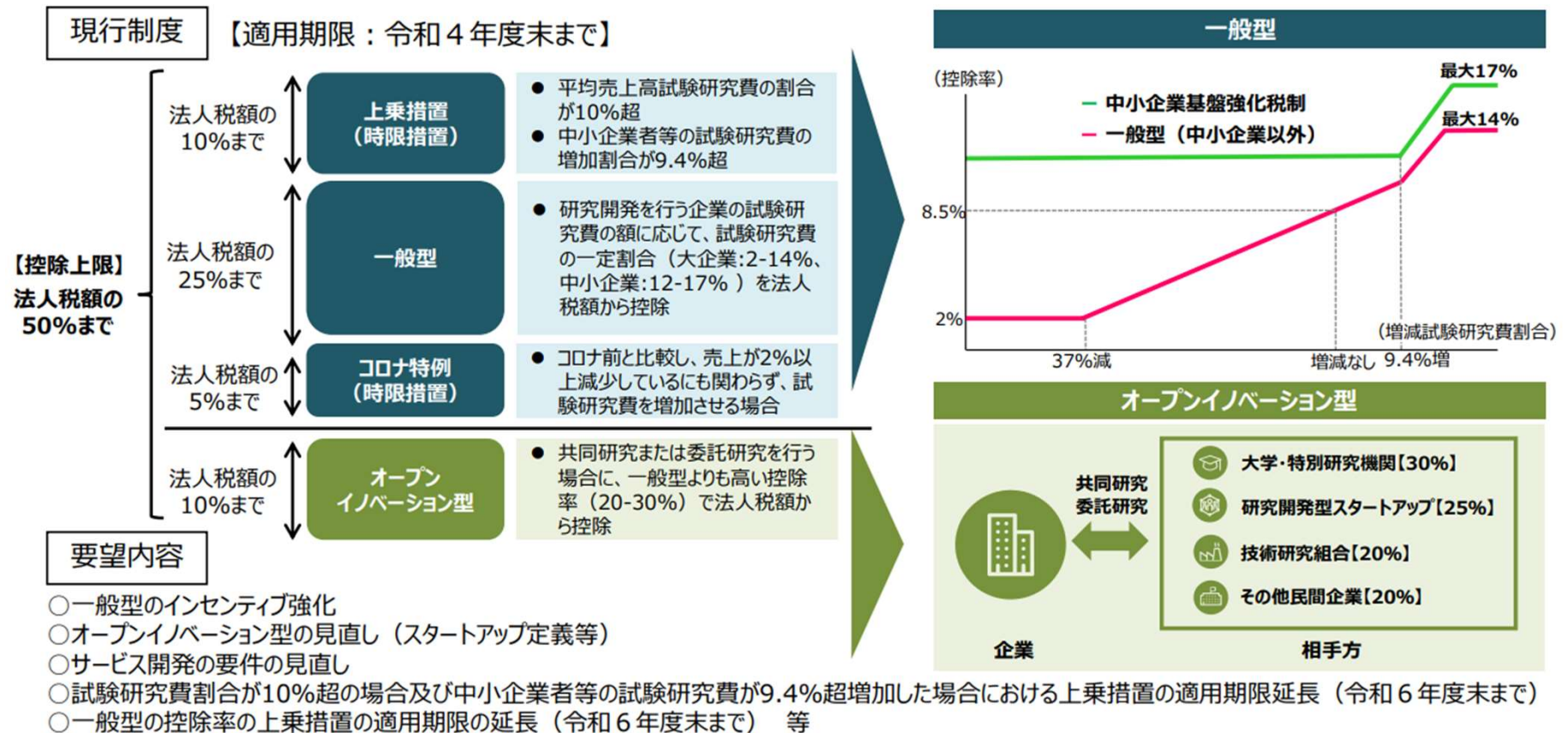
| 減価償却資産の種類<br>(取得価額要件) | 対象となるものの用途又は細目  |
|-----------------------|---|
| 機械及び装置<br>(100万円以上)   | 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置等<br>(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)   |
| 器具及び備品<br>(30万円以上)    | 自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備<br>感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ   |
| 建物附属設備<br>(60万円以上)    | 自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等<br>(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。) |

# 研究開発税制の拡充・延長① ～大企業～

## 要望内容

※個人事業者も同様

民間の研究開発投資に対し、メリハリの効いたインセンティブを提供するとともに、スタートアップとのオープンイノベーションを促進するため、研究開発税制の**拡充・2年延長**が要望された。



【出典】経済産業省「令和5年度税制改正要望」



# 研究開発税制の拡充・延長② ～中小企業～

## 要望内容

※個人事業者も同様

積極的に投資を行う中小企業の研究開発を推進するため、中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置の**拡充・2年延長**が要望された。

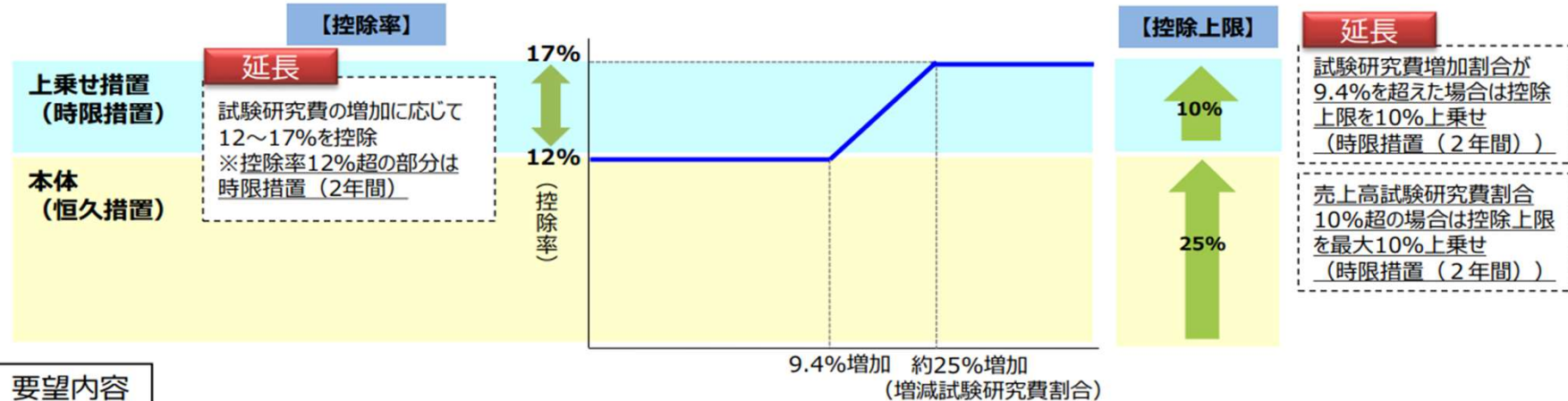
令和2年度の研究開発税制を活用している企業は8,668社  
うち約7割は中小企業で、1社あたりの活用額は約600万円

### 現行制度

【適用期限：時限措置については令和4年度末まで】

#### 【制度の概要】

中小企業者等が、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度。地方税に関しても、地方税計算のベースとなる法人税額を研究開発税制による控除を受けた後の額とする優遇措置あり。



### 要望内容

- 中小企業技術基盤強化税制の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで））
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで））
- 中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限の延長（2年間（令和6年度末まで））
- オープンイノベーション型の見直し（スタートアップ定義等）
- サービス開発の要件の見直し 等

【出典】経済産業省「令和5年度税制改正要望」

# 地域未来投資促進税制の拡充・延長

## 要望内容

※個人事業者も同様

地方自治体と連携して、地域経済を牽引する企業の成長を促進すべく、地域企業のデジタル化促進や戦略的な産業群の維持・強化等の観点から、地域未来投資促進税制の**拡充・2年延長**が要望された。

本制度の適用を受けるために課税特例の確認を受けた事業は全国で**累計2,604件**

### 現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

#### 地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

- 都道府県・市町村が作成する基本計画への適合
- ①地域の特性の活用
  - ②高い付加価値の創出
  - ③地域の事業者に対する経済的効果

#### 課税の特例措置（国の確認）

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）
  - 労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上等
- ②設備投資額が2,000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

#### <上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。

#### 課税の特例の内容・対象

- 地域経済牽引事業計画に従って行われる建物・機械等の設備投資について、下記の割合により、特別償却又は税額控除の適用を受けることができる。

| 対象設備        | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|------|------|
| 機械装置・器具備品   | 40%  | 4%   |
| 上乗せ要件を満たす場合 | 50%  | 5%   |
| 建物・附属設備・構築物 | 20%  | 2%   |

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

### 要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）
- 措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。
- 戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。

【出典】経済産業省「令和5年度税制改正要望」

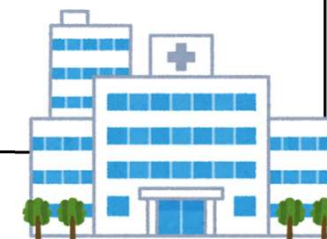
## 医療に係る設備投資減税の延長

## 要望内容

※個人事業者も同様

医療提供体制の確保のため、高額な医療用機器に係る特別償却制度等の2年延長が要望された。

| 対象制度                            | 対象設備   | 特別償却割合   | 適用期限   |
|---------------------------------|--|----------|--|
| 高額な医療用機器に係る特別償却制度               | 取得価格500万円以上の一定の医療用機器<br>※高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行うとともに、全身用CT・MRIについては引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じることが要望された。    | 取得価格×12% | <b>【現行制度】</b><br>令和5年3月31日まで<br><br><b>【要望】</b><br>令和7年3月31日まで |
| 医師・医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度   | 医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した「医師労働時間短縮計画」に基づき取得した<br>・器具備品(医療機器を含む)<br>・ソフトウェア<br>のうち一定の規模(30万円以上)のもの | 取得価格×15% |  |
| 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度 | 病床の再編等のために取得・建設・改修工事をした病院用等の建物・附属設備  | 取得価格×8%  |  |



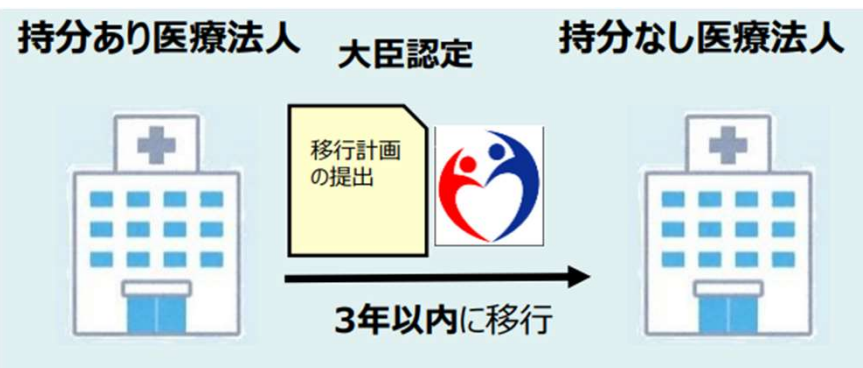
【出典】厚生労働省「令和5年度税制改正要望」をもとに作成

# 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例の延長

## 要望内容

医療法上の「持分なし医療法人」への移行計画の認定制度を前提とした「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例」について、次の2つが要望された。

### <現行制度>



### <要望のポイント>

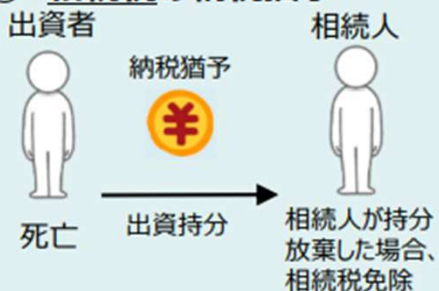
- ①「令和5年9月30日まで」の特例措置だが、制度を活用できていない法人も存在するため、**令和8年9月30日まで3年延長**
- ②さらなる移行促進を行うため、「認定から3年以内」の移行期限を「**認定から5年以内**」に緩和

【出典】厚生労働省「令和5年度税制改正要望」

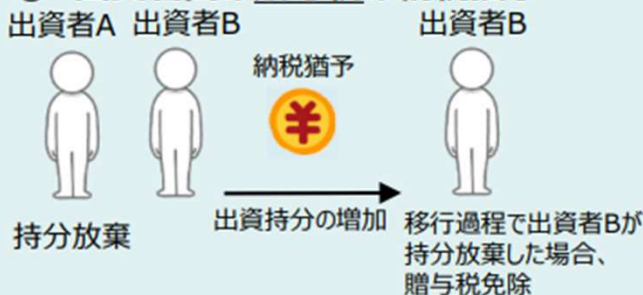
### <特例措置>

#### 【認定医療法人のメリット】

##### ① 相続税の納税猶予



##### ② 出資者間の贈与税の納税猶予



##### ③ 医療法人への贈与税の非課税



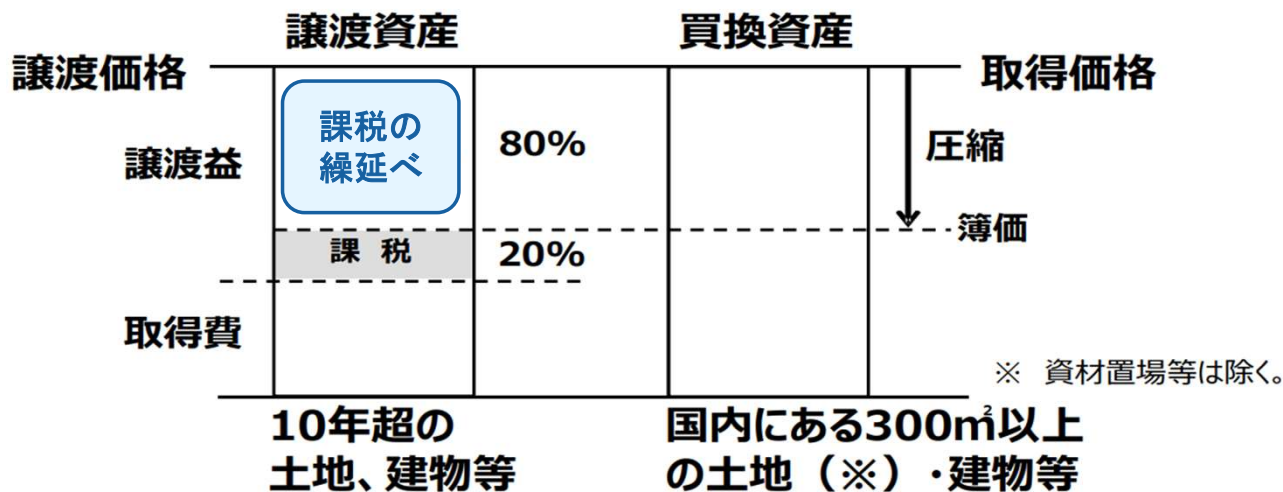
# 特定事業用資産の買換え特例の延長

## 要望内容

コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長を実現するため、特定事業用資産の買換え特例の**3年延長**が要望された。

### <現行制度>

10年超保有する事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、80%(一部75%・70%)の課税の繰延べを認める措置



【出典】国土交通省「令和5年度税制改正要望」

### <具体的な活用事例>

|     |         |
|-----|---------|
| 所在地 | 四国地方    |
| 用途  | 不稼働不動産等 |



(製造業)

|     |           |
|-----|-----------|
| 所在地 | 中部地方、九州地方 |
| 用途  | 工場        |



|     |       |
|-----|-------|
| 所在地 | 東京都内等 |
| 用途  | 事務所等  |



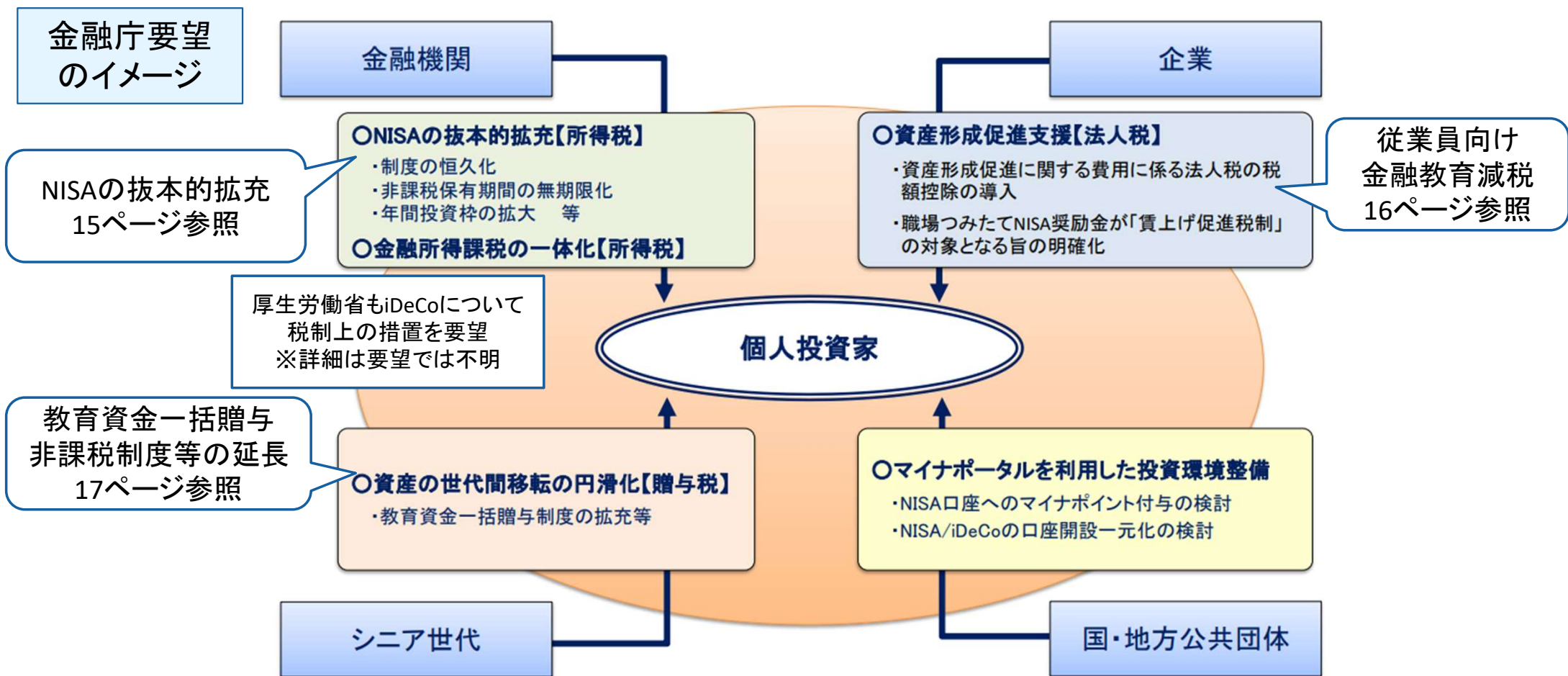
(不動産業)

|     |        |
|-----|--------|
| 所在地 | 近畿地方   |
| 用途  | ホテル・旅館 |



# 資産所得倍増プラン

政府の「**資産所得倍増プラン**」は、個人がもつ1,000兆円の現預金を投資にシフトさせ、資産所得(配当所得等)を増やして個人の可処分所得を増やすプラン。従来からある「**貯蓄から投資へ**」の流れを加速する内容。



【出典】金融庁「令和5年度税制改正要望」

# NISAの抜本的拡充

## 要望内容

個人金融資産を全世代的に「貯蓄」から「投資」にシフトさせるべく、**簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度**にするため、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充が要望された。

### 【現行NISA制度の概要】

【出典】金融庁「令和5年度税制改正要望」

|         | つみたてNISA           | 一般NISA※1           | ジュニアNISA           |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 投資可能期間  | 2042年まで            | 2028年まで            | 2023年まで            |
| 非課税保有期間 | 20年間               | 5年間                | 5年間※2              |
| 年間投資枠   | 40万円               | 120万円              | 80万円               |
| 非課税限度額  | 800万円              | 600万円              | 400万円              |
| 対象商品    | 長期の積立・分散投資に適した株式投信 | 上場株式、ETF、REIT、株式投信 | 上場株式、ETF、REIT、株式投信 |
| 対象年齢    | 20歳※3以上            | 20歳※3以上            | 20歳※3未満            |

※1 令和2(2020)年度税制改正において、2階建ての「新しい一般NISA」に改正済(2024年1月施行予定)⇒今回刷新を要望

※2 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり

※3 2023年以降は18歳

### <要望のポイント>

- ・制度の**恒久化**
  - ・非課税保有期間の**無期限化**
  - ・年間投資枠を拡大し、**弾力的な積立**を可能に
  - ・**非課税限度額の拡大**(簿価残高に限度額を設定)
  - ・**つみたてNISAを基本**としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「**成長投資枠(仮称)**」を導入
  - ・つみたてNISAの対象年齢を**未成年者まで拡大**
- ※ジュニアNISAは、予定通り2023年末で新規買付終了

NISAの一本化

### 【要望案のイメージ】

つみたてNISA

- ・年間投資枠(40万円)を**拡大**
- ・非課税限度額(800万円)を**拡大**

(対象商品は、長期の積立・分散投資に適した株式投信)



#### 成長投資枠(仮称)

- ・年間投資枠を**別途設定**
- ・非課税限度額を**内数として設定**

(※対象商品は、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等)

# 従業員向け金融教育減税

## 要望内容

企業による従業員の資産形成に関する取組みを促進する観点から、**資産形成促進に関する費用**（例：企業が行う金融経済教育に関する費用）の**一定割合**について**法人税の税額控除**の導入が要望された。

高齢社会対策大綱（2018年2月閣議決定）

（略）つみたてNISA等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、**職場環境の整備**を促進する。

<減税のイメージ>



上記のほか、職場つみたてNISA奨励金が「賃上げ促進税制」の対象となる旨の明確化も要望された。

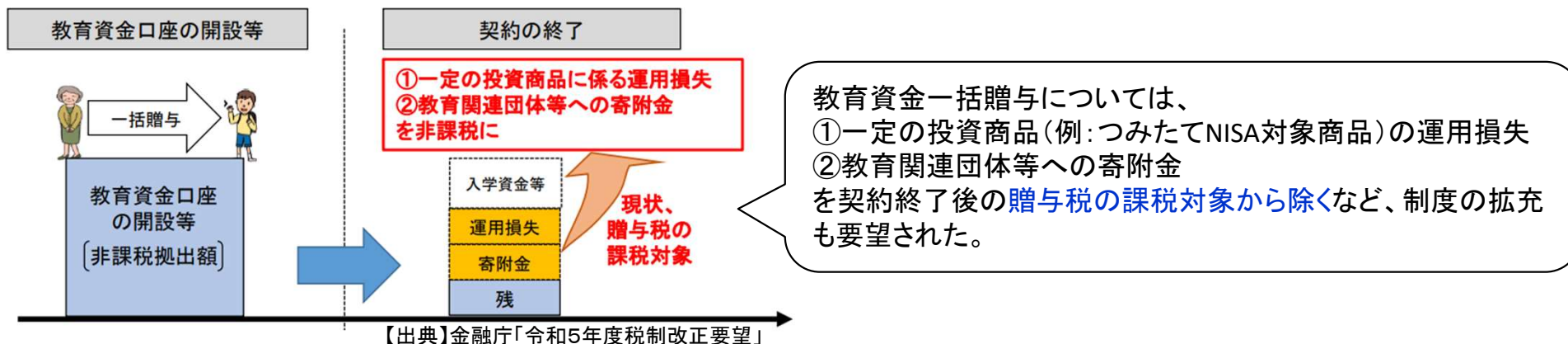


# 教育資金一括贈与非課税制度等の延長

## 要望内容

直系尊属から受ける教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税を非課税とする制度について**2年延長**が要望された。

| 区分     |      | 教育資金一括贈与非課税制度                        | 結婚・子育て資金一括贈与非課税制度                        |
|--------|------|--------------------------------------|--|
| 適用期限   |      | 令和5年3月31日まで→ <b>令和7年3月31日まで延長を要望</b> |  |
| 贈与者    |      | 直系尊属(親・祖父母)                          |  |
| 受贈者    | 条件   | 子・孫(30歳未満)                           | 子・孫(18歳以上50歳未満)                          |
|        | 所得制限 | 合計所得金額1,000万円以下                      |  |
| 対象費用の例 |      | 入学金、授業料、塾、習い事                        | 挙式費用、新居の住居費、引越し費用<br>不妊治療費、出産費用、子の医療・保育費 |
| 非課税限度額 |      | 1,500万円                              | 1,000万円                                  |



## 法人税

- DX(デジタルトランスフォーメーション)投資促進税制の拡充・延長(要件の緩和)
- 暗号資産の期末時価評価課税の見直し(自己発行・自己保有の暗号資産は期末時価評価課税対象外)
- スピノフ(事業切り出し)の実施の円滑化のための税制措置の拡充(持分を一部残す場合も対象に)

## 所得税

- iDeCo(個人型確定拠出年金制度)の改革等に伴う税制上の所要の措置
- エンジェル税制の拡充(個人によるスタートアップ企業への投資を促進するための申請手続の見直し)
- ストックオプション税制の拡充(権利行使期間の延長等)
- 国外転出時課税制度の見直し(非上場株式を担保とする場合の納税猶予手続の見直し)
- デリバティブ取引に係る損益通算範囲の拡大(金融所得課税の一体化)
- 生命保険料控除制度の拡充(最高限度額を5万円、合計適用限度額を15万円に)
- 出産育児一時金の支給額の見直しに伴う非課税措置等の拡充

## 資産税

- 上場株式等の相続税に係る見直し
- 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ

## 土地・住宅税制

- 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(移転登記1.5%、信託登記0.3%)の2年間延長
- 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の2年間延長(不動産取得税)
- サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長(不動産取得税、固定資産税)
- 空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)の拡充・延長
- 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置(100万円控除)の拡充・延長
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設(固定資産税)
- 土地等の譲渡益に対する追加課税制度(重課)の停止期限の延長

## その他

- 自動車関係諸税の見直し(エコカー減税等の延長・見直し)
- 外国子会社合算税制の見直し(制度の簡素化、企業の事務負担を軽減)
- クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備
- 経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度(グローバル最低税率15%課税)への対応
- コロナ特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長
- 企業年金等の積立金に対する特別法人税(税率1.173%)の撤廃・課税停止措置の延長